

広島県告示第九百九十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定によつて、次のとおり介護予防訪問看護に係る指定介護予防サービス事業の廃止の届出があつた。

平成十九年十月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定介護予防サービス事業者	名 称	株式会社コムスン
介護予防サービス事業を廃止した事務所	主たる事務所の所在地	東京都港区六本木六丁目一〇番一号
介護予防サービス事業を廃止した事務所	名 称	株式会社コムスン訪問看護ステーション福山
廃止年月日	所 在 地	福山市新涯町二丁目三―一五ワークタ イガービル二階
		平成一九年六月三〇日